

排水設備工事をするには

排水設備工事の申込みから完成まで

排水設備工事は、指定工事店でないとできません。工事は必ず指定工事店へお申し込みください。

工事の申込み

申請者は指定工事店に工事の申込みをします。便器の種類、工事方法、工事費用や支払方法などについて打ち合わせをしてください。

現地調査と見積り

指定工事店は、現地を調査し、排水設備工事計画をたて見積りをします。

申請書の審査

町で申請書をもとに工事の内容、施工方法などが基準にあい、適正であるかどうか審査します。

確認申請書の提出

指定工事店は、工事の確認申請書を作成し、町へ提出します。

工事の実施

確認を受けた指定工事店は工事に着手します。

工事完了の届出

指定工事店は工事完了後 10 日以内に工事完了届を町に提出します。

使用開始

申請者は下水道使用開始届を町に提出し、受付と同時に使用できるようになります。

完了検査

町は工事完了届により完了検査をします。検査に合格すると検査済証を交付します。門戸等の見やすい場所にはります。



指定工事店